

行政訴訟「M」東京高裁勝利判決報告集会アピール

「不当労働行為」と東京高裁が勝利判決！

本日、東京高等裁判所は、第一審原告・東海旅客鉄道株式会社（以下「会社」）が、第一審被告・中央労働委員会を相手に行政命令の一部取消を求めた事件の控訴審（「東京高等裁判所平成24年（行コ）第425号」）に対して、中央労働委員会の下した命令の内7点中5点のを支持した組合側勝訴の判決を下しました。

この事件は、名古屋車両所分会が「会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに撤去は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である」として、愛知県労働委員会に救済申し立て、その結果、2005年5月22日から同年9月12日までに、会社が撤去した組合掲示物9点中の9点が「不当労働行為にあたる」として、私たちの主張を認め「完全勝利」の命令を下しました。また、再審査で争われた中央労働委員会では、9点の組合掲示物のうちで7点を「労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である」との救済命令を下しました。しかし会社は、中央労働委員会の命令を不服として、国を相手取り「不当労働行為救済命令一部取消請求事件」として、東京地方裁判所に訴えました。2012年10月5日東京地方裁判所は、会社の主張を退け「棄却」するとの判決を下しました。さらに会社は、東京地方裁判所の判決を不服として東京高等裁判所に訴えました。そして本日、中央労働委員会の下した命令の内7点中5点を支持した組合側の勝利判決を下しました。

会社は、今回の判決を重く受け止め、上告することなく、組合に対してすみやかに「謝罪文」を手交すべきです。

東京高等裁判所で開廷された第1回口頭弁論の冒頭に裁判長は、会社側弁護士に対して「裁判所の判決に、何か批判めいた内容の書状ですが、私の経験から言うと、『負ける裁判は、この際、何でも書いてやれ』というように感じ、裁判所としては非常に印象が悪いです」と、第2回口頭弁論でも裁判長から「この件では、中労委も、裁判所も、うんざりしている。どうにかならないのか」「中労委は、平成19年の裁判所の判例を基にして準備書面を書いている。また、会社と組合間で解決するように中労委は提言しているが、これまで会社は何かしているのか」と苦言を呈する場面もありました。

2012年6月、大阪府労働委員会に救済申立を行った大阪仕業検査車両所分会の「ボーナスカット理由の組合掲示物不当撤去」事件（府労委P）は、これまで7回の調査を経て、9月30日から証人尋問が開始されました。また、静岡地方本部では2013年6月に「ボーナスカット理由の組合掲示物不当撤去」に対して、静岡県労働委員会に不当労働行為救済申立を行い、これまで2回の調査を終え10月15日第3回の調査が開催されます。本日の勝利判決をバネにし、これら2件の労働委員会闘争勝利に向けて共に闘っていきたいと思います。

この間の闘いに協力して頂いた仲間みなさんと、賛同して頂いた多くの関係者のみなさんに心から感謝いたします。しかし、会社からの弾圧はこれに止まることはありません。今後も職場から闘いを継続していくとともに、JR総連に結集する全国の仲間と共に団結して闘ってまいります。

以上

2013年10月2日

JR東海労働組合新幹線関西地方本部
行政訴訟「M」東京高裁勝利判決報告集会